

掛川市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、掛川市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年3月25日

掛川市監査委員 山 下 一 夫

掛川市監査委員 山 本 行 男

(別紙)

監査結果に基づく措置

- ・通知日：令和4年3月9日
- ・指定管理者：掛川市文化財団
- ・所管課：文化・スポーツ振興課
- ・施設名：掛川市二の丸美術館、掛川市ステンドグラス美術館

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	措置日
公益財団法人掛川市文化財団小口現金取扱規程第8条では、つり銭は、年度初めに総務部から各部に貸与され、年度末に総務部に返金することとされている。また、同規程第3条及び第4条では、小口現金を補充するときは、小口現金請求書により常務理事に請求するとともに、小口現金の出納を小口現金受払簿に記録し、常に残高と現金の確認をしなければならないとされている。 文化振興事業部（旧総務部）では、令和2年12月3日に二の丸美術館につり銭として5万円を貸与し、令和3年1月8日に返金を受け、令和2年12月15日には、ステンドグラス美術館につり銭として10万円を貸与し、令和3年1月8日に返金を受けていたが、文化振興事業部の小口現金受払簿を確認したところ、当該つり銭を貸与するために補充した小口現金及び当該両美術館に対する貸与について記載を行っていなかった。	1 つり銭資金の年度初めの預かり及び年度末の返金を徹底して行い、小口現金受払簿への記載についても徹底するよう指導した。 2 つり銭資金の年度途中の追加及び不要となった時の返金についても確実な事務処理を徹底し、小口現金受払簿への記載についても徹底するよう指導した。 3 小口現金受払簿へは、規程に基づき文化振興事業部長（総務部長）及び取扱者の確認印を徹底するよう指導した。 4 つり銭資金の請求、受領、預かり、返金については、規程に基づき各様式による確実な事務処理を徹底するよう指導した。	R4. 3. 4